

**<市原市バスケットボール協会 会則について>**

チーム登録等について定めている会則内容は、下記の通り。

(チーム)

第13条第2項 チームの所在地は次のいずれかとする。

- (1) チームの母体である企業、官公庁、学校
- (2) チーム代表者の自宅又は勤務先
- (3) チーム連絡者の自宅又は勤務先

(加盟)

第36条第2項 チームの加盟に関する詳細な基準、条件等は部会毎に別途定めることができる。

(登録)

第37条 毎事業年度の当初において、各チームは各部会を通して、本会に登録しなければならない。

(加盟登録の意義)

第38条 本会の関係する大会には、加盟チーム及び登録競技者のみ出場することができる。

(追加加盟)

第39条 前条に定めるものの他、加盟、登録に関し必要な事項は理事会の同意を得て理事長が別に定める。【細則2】

**【細則2】 加盟登録**

(登録)

第1条 競技者の登録は1人1チームとし、二重登録は認めない。

(追加登録)

第2条 期日以降、新しく結成されたチームは、各部会事務局に加盟登録を申請し、各部会の承認を得て加盟する。

(追加加盟)

第3条 登録者の異動があったときは、遅滞なく登録の変更を各部会事務局にしなければならない。

(加盟登録の取り消し)

第4条 加盟登録されたチーム及び競技者は所定の手続きにより、その取り消しが認められる。

(審査及び違反に対する処分)

第5条 加盟登録に関する審査は、この細則に基づいて各部会が行う。

2 加盟チーム及び登録競技者が次の各号の一つに該当する場合は、各部会の届け出に基づいて理事会で審議し、処罰することがある。

(1) この会則の定め違反した場合

(2) バスケットボール競技において、フェアプレイに反する行為や暴力行為をした場合

(3) 犯罪行為、その他、社会的非難を受ける行為をした場合 \*一般的なマナー違反を含む

(4) その他、前号に準ずる行為をした場合

3 処分は加盟登録の取り消し、一定期間の出場停止、その他とする。

**<一般部会細則目次>**

1. 加盟登録
2. 大会競技規則
3. 審判
4. シニア規定
5. 罰則規定
6. 制定、改訂履歴

**1. 加盟登録****1)加盟登録手続き**

一般部会が発行する「選手登録届」用紙に必要事項を記入し提出する。

新規加盟登録の場合は、「選手登録届」の提出が一次書類審査となり、二次審査は最初の試合が終了した後で審査員の評価と、チーム責任者の登録意志を再確認する。

**2)加盟登録の要件**

a) 帯同審判員1名以上が選任されていること。審判員の性別は不問。

b) 登録選手に二重登録がないこと。

c) 登録選手の50%以上が市原市に在住または勤務していること。選手の国籍は不問。

d) 代表者または連絡者が市原市に在住している場合は、登録選手の40%以上とする。

e) 5年以上加盟登録を継続している非会員チーム。

f) 上記要件の適合するチームを、本協会の会員チームとして加盟登録を認める。

会員には協会運営への参画及び大会参加を認める。

シニア・チームは要件なしで会員とする。

g) 上記要件の内、c)、d)及びe)の要件が満たされないチームを非会員とする。

非会員として加盟登録を認めた非会員チームは大会参加を認める。

h) 非会員チームの年度途中で新規加盟登録を認めない。

i) 年度途中で要件a)b)が満たされなくなる追加選手登録は認めない。

j) 代表者会議に出席しないチームは、継続加盟登録を認めない(欠席=次年度・新規扱い)。

### 3) 年齢制限

一般男女という定義で、男女とも18歳以上を原則とする。  
但し、高校生の選手登録を次の定義で認める。  
男子高校生は18歳以上、秋季大会から登録を認める。  
特例として、男子高校3年生で17歳の場合でも秋季大会から登録を認める。  
女子は高校生以上であれば登録を認める。

### 4) 加盟登録費用

- a) 年間加盟登録料（継続加盟登録）……1チームにつき下記の通りとする。  
¥30,000 = 加盟登録料¥3,000 + 一般部会登録料¥8,000  
+ 大会参加料（4大会）¥19,000
- b) 新規加盟登録料（審査料を含む）……1チームにつき下記の通りとする。  
春季大会から参加 = 計¥40,000      夏季大会から参加 = 計¥35,000  
秋季大会から参加 = 計¥30,000      冬季大会から参加 = 計¥25,000
- c) 新規加盟登録時の審査料 …… ¥10,000。
- d) 費用の払い戻し …… 原則として払い戻しはしない。

### 5) プレイヤーの新規追加登録

新規追加登録については、該当ゲームでの選手登録時に、所定の用紙に必要事項を記入し、大会会場の受付役員へ提出する。またその手数料は試合前に現金で¥500/1人とし領収書は発行しない。  
後日、協会役員が選手登録届を更新し該当チームへ配信する。

### 6) プレイヤーの移籍

登録年度内に1回まで移籍を認める。  
移籍元チーム、移籍先チームでそれぞれ手続きを行う。

a) 移籍元チームが担当する必要な手続き

- ①大会開催中は、選手削除処理を認めない。  
削除処理可能期間は、大会最終日から次の組合せ決定までとする。
- ②チームが協会役員へ「選手移籍につき、選手削除処理希望」の旨の連絡を入れ、選手登録届（原本）を入手し、削除処理可能期間内に選手登録届を再提出する。

b) 移籍先チームが担当する必要な手続き  
上記「5) プレイヤーの新規追加登録」に従う。  
移籍手数料は試合前に現金で¥1,000/1人とし領収書は発行しない。

### 7) 登録違反に関する罰則

選手本人及びチーム責任者に出場停止等の罰則を科す（次大会の出場停止）。  
協会役員は事前確認を行わないが、ゲーム開始前に協会役員が確認した場合と、対戦相手チーム等よりクレームがあった場合は、登録届で確認する。  
未登録、二重登録等によりゲームを開始できない場合は、そのゲームを没収する。

## 2. 大会競技規則

競技規則については（公財）日本バスケットボール協会の「競技規則」に準じる。  
但し、一部ローカル・ルールにて市内大会を開催する。  
そのローカル・ルールについてこの規則で定める。

### 1) チーム

- a) ゲームに出場できるチーム・メンバーは18名程度（スコアシートに登録枠以内）とする。  
b) 日本国籍の無い登録プレイヤーが、同時にゲームに出場する場合は2名までとする。

## 2) ユニフォーム

### a) ユニフォームの色（2着）について

加盟登録初年度に限り濃淡いずれか1着のユニフォームが揃っていれば登録を認める。  
但し、2年目以降のゲームの組合せで、指示された濃淡いずれかのユニフォームが揃わなかったら、コーチにテクニカル・ファールを適用し、場合によってはその試合を没収する。  
淡色＝白を原則とする。

### b) シャツの下のTシャツ着用について

ユニフォームと同系色のTシャツを着用する場合は認める。  
また5人全員がTシャツを着用しなくても良い。型についても統一は問わない。

### c) パンツの色及び形について

シャツと同形でなくても良いが、全員が同系色を着用することを原則とする。  
パンツの下にパンツより長いアンダー・ガードメントを着用する場合は全員が同系色とする。

### d) ユニフォーム以外でのゲーム出場について

ナンバーリング及びTシャツ等のユニフォーム以外での出場は原則として認めない。  
但し、相手チーム及び大会当日の協会責任者が了承した場合は除く。

## 3) プレイヤーが着用することを禁止するもの

a) 指、手、手首、前腕、肘の防具で、皮革、プラスチック類、金属、その他硬い素材で作られているもの。これらの防具は表面が柔らかい素材で覆ってあっても使用してはならない。

b) 他のプレイヤーに切り傷や摺り傷を与えるようなもの。

c) 髪飾り、貴石類（指輪、チェーン、ピアスなど）。

## 4) プレイヤーが着用しても差し支えないもの

a) 上腕、肩、下股の防具でほかのプレイヤーが危なくないように表面を覆って有るもの。

b) 十分な覆いをしてあるニー・ブレイス（膝の防具）。

c) 骨折した鼻のプロテクター。この場合は硬い素材で作られたものでもよい。

d) 眼鏡、ただしほかのプレイヤーが危なくないように、破損の防止に配慮してあるもの。

e) 単色の布、ソフト・プラスチック、ゴムで作られた巾5cm以下のヘッドバンド。

## 5) 競技時間

a) ゲームは7分又は8分（通常は7分）のピリオドを4回行う。

競技時間は各大会組合せ表等に明記する。

b) 同点と延長

第4ピリオドを終わって両チームの得点と同じならば、1回3分の延長時限を必要なだけ行う。  
各延長時限の前に2分間のインターヴァルをおく。

## 6) ゲームの没収

開始予定時刻から5分過ぎても5人のプレイヤーを揃えられず用意が整わなかった場合。

## 7) ゲームの途中終了

ゲーム中1チームのプレイヤーの数が3人になったときはゲームを終了し、その相手の勝ちとなる。  
勝ちになったチームのそれまでの得点が多ければ、終了時の得点はそのゲームの得点となる。  
そうでない場合は20対0とする。

## 8) 棄権の連絡方法及び罰則

連絡方法は大会案内に記載された連絡先に早めに連絡する。

棄権連絡のメールには必ずチーム名、連絡者氏名、及び要件を明記する。

棄権された相手チームへの連絡は当日のゲームが全て棄権された場合以外は連絡しない。

棄権に対する罰則は、その大会で3試合以上棄権した場合と、連絡無く棄権した場合は次大会出場停止とする。

## 9) テーブル・オフィシャルの担当

第1ゲームについては、大会案内等に指示されたチームが担当する。

オフィシャル集合時間については、特に第1ゲームの10分前に各担当チームで4人のメンバーが揃っていない場合は、コーチのテクニカル・ファールを適用する。

ゲーム開始時間になっても揃っていない場合は、次に行われる該当チームの試合を没収する。

#### 10)メンバー表の提出

第1ゲームは10分前、第2ゲーム以降は前の試合の後半が始まるまでに提出する。  
番号の若い順にメンバーを記入し予定試合数分を提出する。  
時限より5分以上遅れた場合は、コーチのテクニカル・ファウルを適用する。  
前ゲームの終了より遅れた場合は、その次に行われる該当チームのゲームを没収する。

### 3. 審判

#### 1) 審判員の資格

当協会が主催する大会の審判員（主審）は日本公認E級以上の有資格者を原則とする。  
但し、一般代表またはその大会当日の会場責任者が認めた場合はその限りでない。  
公認審判であっても、原則として所属しているチームのゲームは審判できない。

#### 2) 帯同審判制（各チームが審判員を確保して大会に参加すること）

各大会は参加各チームの審判員で運営することを原則としている。したがって各チームは協会より審判（帯同審判）を要請された場合に対応出来るように、日本公認E級以上の審判員を1名以上を在籍させるか、新規養成を図る。

#### 3) 審判講習会の開催について

協会が開催する1回／年の審判講習会に各チーム1名以上の審判員は必ず参加すること。  
都合がつかず参加出来ない場合は、代理者が出席すること。

#### 4) 審判のユニフォーム等について

- a) 審判員は必ず、レフリースタッフ及び黒い長ズボンを着用する。
- b) レフリースタッフ及びホイッスルは、必ず用意すること。

#### 5) スコアシートへの準備、ゲームが終了したスコアシートの確認及び集計について

- a) ゲームの終了とは主審がスコアシートを全て確認しサインした時点で終了となる。  
得点の記載ミス等がないようにオフィシャルと協力して、副審、主審の順で確認しフルネームで必ずサインする。
- b) ゲームが終了したスコアシートは会場責任者に提出する。

### 4. シニア規定

#### 1) 選手登録の年齢制限は原則として40歳以上とする。

#### 2) 一般男子または一般女子との二重登録を認める。

#### 3) 加盟登録費用

- a) 年間加盟登録料（継続加盟登録）・・・1チーム ￥20,000 = (￥5,000 × 4大会)
- b) 新規加盟登録料（審査料を含む）・・・1チームにつき下記の通りとする。

春季大会から参加	= 計￥30,000	夏季大会から参加	= 計￥25,000
秋季大会から参加	= 計￥20,000	冬季大会から参加	= 計￥15,000
- c) 新規加盟登録時の審査料・・・ ￥10,000
- d) 費用の払い戻し・・・ 原則として払い戻しはしない。

#### 4) その他詳細については、この一般部会細則に準じる。

各チーム代表者、シニア事務局と一般部会で協議し、細則を考慮し柔軟に運営する。  
シニアも帯同審判制とする。

#### 5) シニア特例（平成19年度より試行。2019年4月より年齢下限を徐々に引き上げる。）

40歳未満の登録、出場を次の制限で認める。

##### a) 年齢について

- ・ 2018年度 35歳以上、40歳未満（平成29年度、2017年度と同じ）
- ・ 2019年度 36歳以上、40歳未満
- ・ 2020年度 37歳以上、40歳未満
- ・ 2021年度 38歳以上、40歳未満
- ・ 2022年度 39歳以上、40歳未満
- ・ 2023年度 完全に40歳以上とする。シニア特例を廃止する。

##### b) 1人／オンザコート

##### c) コート上5人の年齢の合計は215歳以上

## 5. 罰則規定

会場借用上のマナー及びルール違反については罰金、出場停止及び登録抹消の罰則を適用する。  
大会要項、ホームページ等で指示した、マナー及びルールに対する違反については  
事実関係が確認された時点で、その違反者の所属チームに対して罰則を適用する。

- 1) 罰金 ￥5,000/1人(1件) 軽微な違反をした場合  
支払い方法は一般部会の銀行口座へ指定された期限内に振り込む(収支計上)
- 2) 出場停止 軽微な違反を繰り返した場合
- 3) 登録抹消 会場側から苦情を受けたり、継続借用が困難となる様な違反をした場合

## 6. 制定、改訂履歴(本、細則は一般部会の役員により、適時見直し改訂を行う)

- 1) 平成11年4月1日より施行
- 2) 平成11年度改訂  
加盟登録料の改訂…((財)市原市体育協会の「賛助会員1口¥1,000」を加盟登録に加算する)
- 3) 平成13年度改訂
  - ①本細則を年度版に変更。
  - ②加盟登録料の改訂(男女同額)。
  - ③競技時間(クォーター制)。
  - ④リーグ戦規定の削除。
- 4) 平成14年度改訂  
大会運営方針 5) 救急車の出動要請の原則を追加。
- 5) 平成19年度改訂
  - ①年間登録料 … 審判講習料(¥1,000/1チーム)の一括徴収。
  - ②体育館使用規則の廃止 … 大会開催案内等で別途連絡。
  - ③代表者会議の廃止 … メール連絡を主体とし、特別な場合のみ不定期に招集。
  - ④「総会」案内及び説明の廃止 … 総会案内で明記。
  - ⑤シニア規定の追加 … 試行から3年以上経過したので明確化する。
- 6) 平成20年度改訂
  - ①年度途中の登録料の明記。
  - ②男女の登録年齢制限の明記。
- 7) 平成21年度改訂
  - ①加盟登録の1)手続きで「加盟登録届」の廃止。
  - ② " 2)年齢制限の条件付で高校生の登録出場を認める。
  - ③ " 4)加盟登録費用で年度途中と新規審査の費用を追記。
  - ④ " 5)移籍及び新規追加登録と、6)登録違反の罰則を追記。
  - ⑤大会競技規則の8)棄権で罰則を追記。
  - ⑥シニア規定5)年齢制限の特例(平成19年度～試行中)を追記。
- 8) 平成22年度改訂  
マナー及びルール違反の罰則規定を追加、平成22年度春季大会から適用。
- 9) 平成23年度改訂
  - ①加盟登録料の定義(内訳)、会員(市所在チーム)及び非会員(市外チーム)の明確化及び準会員の加盟登録料について改訂追記。
  - ②大会期間中の定義追記及び選手の新規追加登録方法の改訂。
- 10) 平成24年度改訂  
加盟登録の会員定義の見直し、非会員の費用割増を廃止。
- 11) 平成25年度改訂
  - ①加盟登録に代表者会議に参加しないチームは継続登録を認めずに、新規扱いとする。
  - ②加盟登録費用で年度途中の一般部会登録料及び新規審査料を増額。

12)平成26年度改訂

- ①5年以上加盟登録を継続している非会員チームは、会員チームとする。
- ②大会参加料の増額。
- ③「5)プレイヤーの移籍及び新規追加登録」を  
「5)プレイヤーの新規追加登録」と「6)プレイヤーの移籍」に分割して記載。
- ④シニアの新規加盟登録料を明記。

13)平成27年度改訂

移籍手数料を明記。

14)平成28年度改訂

- ①協会会則の改定（冒頭部分）
- ②男子高校生の選手登録条件の緩和。高校生のオンザコート制限の緩和。
- ③各延長のインターヴァルを1分から2分に変更。
- ④シニアも帯同審判制とする。

15)平成29年度改訂

- ①「市公認審判員」を「日本公認E級以上の審判員」に変更

16)平成30年度（2018年度）改訂

- ①シニア規定見直し（シニア特例の年齢下限を2019年4月から徐々に引き上げ）
- ②「プレイヤーの新規追加登録」の手順について、現状に合わせて変更

以上